

九州大学病院病理組織検査受託規程

令和4年度九大規程第69号

制定：令和5年 3月28日

(趣旨)

第1条 九州大学病院（以下「病院」という。）における病理組織検査又は病理診断（以下「検査」という。）の受託に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託)

第2条 検査を依頼する者があるときは、診療に支障がない場合に限り、これを受託することができる。

(手続)

第3条 前条の検査を依頼しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の申込書に検査材料を添えて、病院に提出しなければならない。

(検査料)

第4条 検査料は、別表のとおりとする。

2 委託者は、検査料を、所定の期日までに九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

3 既納の検査料は、還付しない。

(検査の報告)

第5条 検査を終了したときは、所定の報告書を委託者に交付する。

第6条 提出された検査材料は、特別の事由がない限り返還しない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、検査の受託に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に九州大学医学部、歯学部及び生体防御医学研究所病理組織検査並びに病院病理組織診断受託規程の一部を改正する規程（令和4年度九大規程第68号）による改正前の九州大学医学部、歯学部及び生体防御医学研究所病理組織検査並びに病院病理組織診断受託規程別表2に基づき締結した受託契約については、この規程の別表に基づき締結した受託契約とみなす。

別表

区 分	検査項目等	料 金	備 考
病理組織標本作製	組織片によるもの	1 臓器につき 9, 4 6 0 円	
	セルブロック法によるもの	1 部位につき 9, 4 6 0 円	
電子顕微鏡病理組織標本作製		1 臓器につき 2 2, 0 0 0 円	
免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	一般	1 件につき 2, 5 0 0 円	
	エストロゲンレセプター	1 件につき 7, 9 2 0 円	
	プロジェステロンレセプター	1 件につき 7, 5 9 0 円	
	HER2 タンパク		
	EGFR タンパク		
	CCR4 タンパク	1 件につき 1 1 0, 0 0 0 円	
	ALK 融合タンパク	1 件につき 2 9, 7 0 0 円	
	CD30	1 件につき 4, 4 0 0 円	
	その他	1 臓器につき 4, 4 0 0 円	
HER2 遺伝子標本作製	単独の場合	1 件につき 2 9, 7 0 0 円	
	免疫染色病理組織標本作製を併せて行った場合	1 件につき 3 3, 6 0 0 円	
病理診断	組織診断料	1 件につき 9, 2 4 0 円	
	細胞診断料	1 件につき 3, 9 6 0 円	
連携病理診断	組織診断料	1 件につき 4, 6 2 0 円	
	細胞診断料	1 件につき 1, 9 8 0 円	